

2001. 11. 13

学生協ニュース

No.30

東北大学学生生活協議会広報委員会

「ストライキ」を呼びかける一部学生の動きに対して 「告示」が出されました

11月6日、「ストライキ実行委員会」を名乗る一部学生が「アフガニスタンへの自衛隊派遣阻止」をうたった、いわゆる「ストライキ」への賛同を求めるビラを川内北キャンパスで配布しました。このビラには「ストライキ」への賛同を求める「投票用紙」が印刷されていました。これに対して大学は11月8日大学の総意に基づき、学生に理性ある行動を求める「告示」を出しました。

昨年の11月には、一部の学生が、国立大学の独立法人化反対をとなえ、川内北キャンパスの講義棟を机や椅子等で封鎖して不法に占拠し、翌日の授業の一部が実施できないという授業妨害がありました。これらの一部学生は、独立法人化反対やいわゆる「クラス決議」によって不法行為を正当化しようとしていました。今回の「ストライキ」は、自ら設定した「投票」をそのよりどころにしようとしています。

「ストライキ実行委員会」の求める今回の「ストライキ」が、昨年のようなバリケード封鎖を意図したものか否か、今のところ明らかではありません。ただバリケードによる授業妨害は明らかな不法行為です。大学は、講義棟の不法占拠により授業が行えない異常事態を容認することは絶対できません。授業を行うことは大学の社会的義務であり、その授業を受けることは学生の権利であるからです。この権利と義務を侵すことは、学問の自由をも著しく脅かしかねないものであり、学問の府である大学として到底許すことは出来ません。

学生諸君には、状況を正確かつ冷静に判断して、慎重な行動を取られるよう強く望みます。

告 示

最近、本学でストライキ・デモに参加を呼びかけるビラの配布や呼びかけをする行動がなされています。昨年には、「ストライキ」の名のもとに講義棟を机や椅子等で封鎖し、授業を妨害した重大な不法行為がありました。

今回のストライキ・デモが、上記のような妨害行為を計画し、それによって授業ができるような事態を招くとすれば、それは授業を受けようとする学生の権利及び授業を行おうとする教官の権利と責任を著しく侵害し、ひいては学問の自由をも脅かしかねないものであります。

このような不法行為は、学問の府である大学としては到底容認できません。

全学の総意のもとに、大学は、すべての学生諸君に対し、このような不法行為に同調せず、理性ある行動をとるよう求めます。

平成13年11月8日

副総長(学務担当)

副総長(全学教育担当、大学教育研究センター長)

文学部長 教育学部長 法学部長 経済学部長 理学部長

医学部長 歯学部長 薬学部長 工学部長 農学部長